

2018年の年間収入が確定する時期です

# あなたの家族は被扶養者の資格がありますか？

健康保険の被扶養者となるには、「主として被保険者の収入により生計を維持されている三親等内の親族であること」が条件ですが、さらに「同居であること」など他にもいくつかの条件が必要となる場合があります。被扶養者(家族)には保険料負担がありません。だからこそ、加入には収入面\*などで厳しい条件があるのです。

被扶養者として認められない人が扶養に入っていると…

- 健保組合は負担しなくてよい人の分まで医療費や補助金等を支払わなければなりません。本来支払う必要のない給付を行うことになり、財源である保険料の無駄遣いとなってしまいます。
- 高齢者医療制度へ拠出する納付金額が増えます。納付金の額は、被扶養者を含めた健保組合の加入人数をもとに決められるため、資格のない人が加入していると納付金額が増えてしまいます。

※収入とは(所得とは異なります)…[賃金収入] パート・アルバイト・内職含む(交通費を含む総収入) [事業収入] 自営業・不動産・賃貸 [年金収入] 各種年金(国民・厚生・遺産・共済・障害)・恩給等 [その他] 雇用保険・傷病手当金・出産手当金

こんなときには届け出を!

被扶養配偶者と離婚した



被扶養者が結婚した



被扶養者が死亡した



被扶養者が就職した



被扶養者が後期高齢者医療制度の被保険者になった



被扶養者と別居になった



被扶養者の年収が被保険者の2分の1以上になった



被扶養者の年収が130万円以上

(60歳以上、障害年金の受給要件に該当する程度の障がい者である場合は180万円) になった

仕送りをやめた

仕送り額が被扶養者の年収より少なくなった

大変ですよ!

手続きをしないと医療費を返還することに!

扶養家族から外す必要があるのにその手続きを行わず、富士フィルムグループ健保の保険証を使って病院を受診した場合、医療費を返還していただくことになります。

被扶養者の資格の有無を次ページでチェック!

ご家族に被扶養者の資格があるか、チャートで確認してみましょう!

START

1 被扶養者は、健康保険法に定める三親等内の親族ですか?



↓ YES

2 被扶養者の収入は、下記の基準額を満たしていますか?

60歳未満の方	月額108,334円(年間収入130万円)未満
60歳以上または障害年金受給者	月額15万円(年間収入180万円)未満

↓ YES

3 被扶養者の収入は、被保険者の2分の1未満ですか?

↓ YES

4 被扶養者は、被保険者と同居していますか? (住民票ではなく、実態で判断します)

YES ↓ NO

5 被扶養者は、上図「三親等内親族表」のピンクに該当する人ですか?

↓ YES

6 被扶養者への送金は、以下の要件を満たしていますか?

- ① 送金回数は定期的に年4回以上
- ② 「年間送金額」が「別居している家族の年収」以上
- ③ 送金後の一人当たり生活費が被保険者世帯を超えない

$$\frac{\text{別居家族の年収} + \text{年間送金額}}{\text{別居家族の人数}} < \frac{\text{被保険者世帯の年収} - \text{年間送金額}}{\text{被保険者世帯の人数}}$$

※被扶養者でない配偶者も含む

● 被保険者から被扶養者へ「送金した証明書」(振り込み・現金書留)は保管してください。

↓ YES

手続きは不要です

被扶養者の「減少手続き」をしてください  
手続きの方法はこちら

「被扶養者異動減少届」に「添付書類」と「健康保険証」を添えて、各事業所の健保業務担当部門を経由して健保組合に提出します。任継・特退の方は、健保組合に直接提出してください。また、加入資格を失う被扶養者が「高齢受給者証」や「限度額適用認定証」をお持ちの場合は、併せて提出してください。

★申請書は健保ホームページからダウンロードできます  
健保組合ホームページ: <http://www.fujifilm-kenpo.or.jp> または 富士フィルム健保 検索

お問い合わせ ● 現役の方: 勤務先の健保業務担当部門 (FFBX・給事セ・人事・総務など、勤務先にて部門をご確認ください)  
● 任継・特退の方: 直接、健保組合へ (TEL: 0465-32-2164)